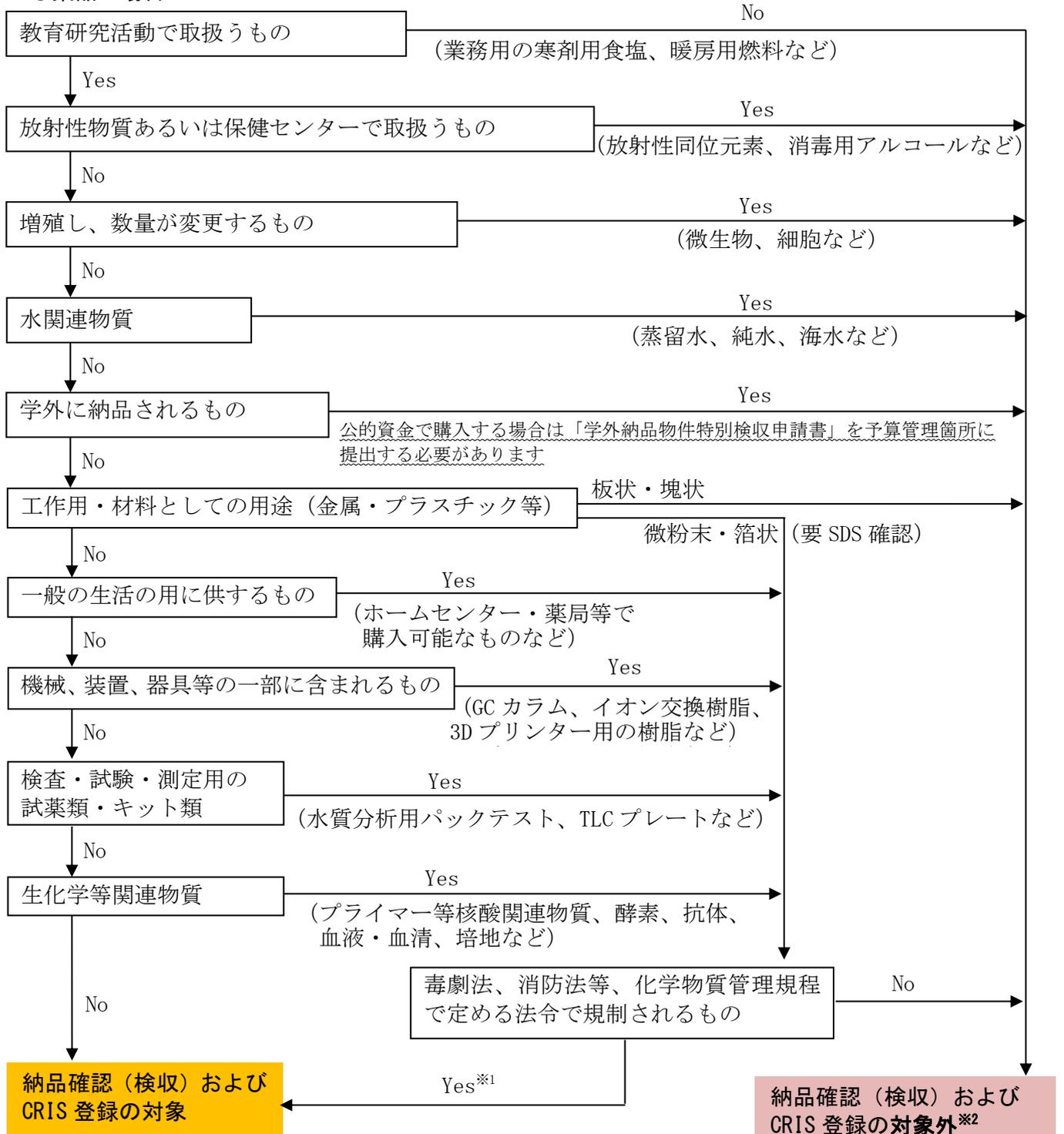


CRIS 登録対象物質に関するフローチャート

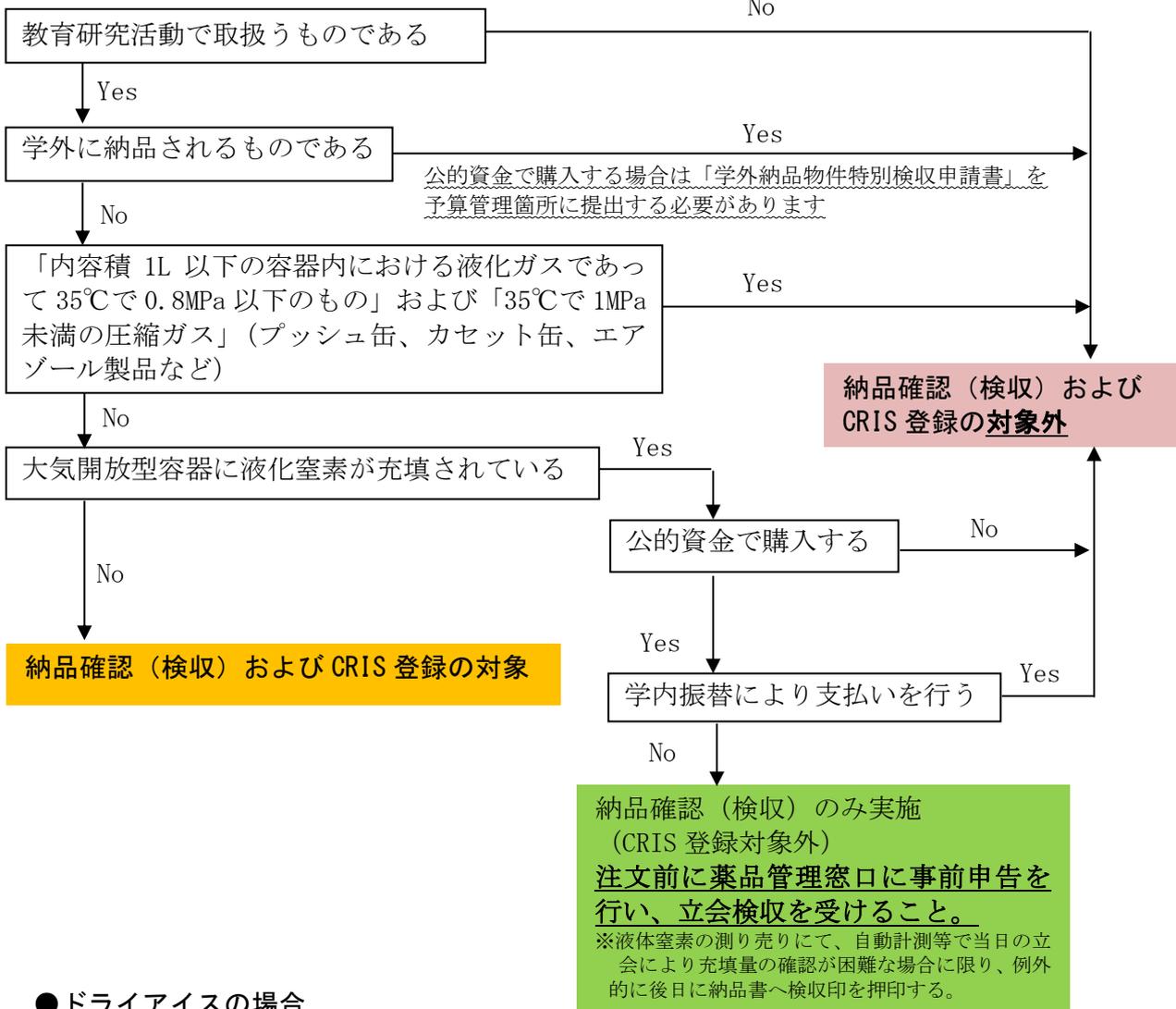
●薬品の場合



※1 医薬用外毒物および医薬用外劇物の表示があるものは全て Yes となります。それ以外のもので通常の使用方法によりユーザーに危害が及ぶ恐れがないもの (3D プリンター用の樹脂、プライマー、乾燥用シリカゲル、メンブレンフィルターなど) は No とします。判断に迷う場合、ケミカルショップへお問合せください。

※2 環境保全センターで行う納品確認 (検収) の対象外であっても、公的資金で物品を調達する場合、アカウントセンター検収窓口での検収が必要となります。詳細は早稲田検収担当 (03-5286-8403、内線 71-2603) にお問合せください。

●圧縮ガスまたは液化ガスの場合



●ドライアイスの場合

